

仙台市各計画における医療関連部分抜粋

仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

・地域の多様な主体が連携する地域ネットワークづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの体制づくりに引き続き取り組み、地域の住民や活動団体等による見守り活動の充実に向けた支援を進めます。また、地域包括支援センターによる支援の充実とともに、医療や介護をはじめとするさまざまな専門職や関係機関等の連携強化を図り、関係する全ての人が「我が事」として「丸ごと」つながることで暮らしを支えることのできる地域ネットワークづくりを推進します。【P44】

・一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組み

地域包括支援センターを中心とした医療機関や関係機関との連携による、抑うつ状態や閉じこもり傾向にある方に対する、問題解決のためのチームアプローチの実施【P53】

・地域での介護予防の取り組みを推進するための環境づくり

医療機関の窓口に介護予防・健康づくりのための取り組みをPRするための媒体を置くなど、仙台市医師会・仙台歯科医師会・仙台市薬剤師会と連携した普及啓発の実施【P53】

・相談・支援体制の整備

介護・福祉・健康・医療などに関して、在宅で生活する高齢者や家族から寄せられるさまざまな相談に対応する体制を区及び日常生活圏域単位で整えます。【P58】

・専門職の力を生かした高齢者の在宅生活の支援

医療職、介護職等の専門職や行政機関が、互いの専門分野を生かしながら連携を深め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制の整備を進めるとともに、地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるように普及啓発に努めます。

① 地域ケア会議を通じた連携強化

地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の多職種の「顔の見える関係」づくりを進めるとともに、既存の地域資源の活用及び新たな地域資源の創出に取り組むことで、個別課題の解決や地域課題の把握を図り、高齢者の在宅生活を支援します。

② 在宅医療・介護連携の強化

医療・介護に関わる地域資源の情報を把握し、共有できる取り組みや、地域における多職種連携の取り組みへの支援の充実を図ります。

また、在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関がそれぞれの専門性を一層高め、お互いの分野についての理解を深めるための研修を実施するとともに、在宅医療・介護に関する市

民への情報提供や普及啓発を進めます。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握と共有

地域の医療機関や介護事業所等の情報の把握と、相互の連携に資するための的確な情報の共有に取り組みます。

主な取り組み

- 在宅医療に係る資源の把握と情報提供

(イ) 多職種連携に向けた支援の充実

在宅医療・介護に携わる、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の専門職や、地域包括支援センター職員等が、それぞれの専門性を生かしながら、一体的に在宅医療・介護を提供できるよう、多職種連携の強化に向けた支援を進めます。

主な取り組み

- 医療・介護・相談機関における効果的な情報共有のあり方の検討

(ウ) 在宅医療・介護に関する研修の実施

在宅医療・介護に関わる専門職や相談機関を対象として、それぞれの専門性を一層高めるとともに、お互いの専門分野についての理解を深めるための研修の充実を図ります。

主な取り組み

- 医師、歯科医師、看護師、薬剤師等を対象とした研修の実施
- 在宅医療・介護に携わる多職種の連携強化を図るための研修の検討【P65～67】

・ 認知症の早期相談・早期診断・早期対応のための支援

認知症の可能性のある人に対して、地域包括支援センターや認知症初期集中支援チーム、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等が連携し、早期相談・早期診断・早期対応につなげます。

主な取り組み

- 認知症疾患医療センターによる鑑別診断や相談、関係機関との連携
- かかりつけ医、認知症サポート医、その他医療専門職や介護職、地域関係者の連携の促進【P73】

・ 医療従事者の認知症対応力向上

認知症の人に関わる医療従事者を対象に、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療・介護連携の重要性について理解を深めるための研修を実施します。

主な取り組み

- 認知症サポート医養成研修・フォローアップ研修の実施
- かかりつけ医師・病院勤務の医療従事者・歯科医師・薬剤師・看護職員の認知症対応力向上研修の実施
- 医療従事者向けの各種研修への認知症の人の意思が適切に医療に反映されるための意思決定支援に関するプログラム導入【P73】

・認知症の人や家族が自分らしく暮らし続けることのできる支援の充実

医療機関や介護保険施設等を退院・退所した認知症の人への支援をよりきめ細かに提供するための仕組みの検討【P75】

仙台市障害者保健福祉計画

・精神障害のある方の地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に長期入院している方の円滑な地域移行・定着を促進するために、仙台市地域移行支援・定着支援実施指針に基づき、個別支援の充実や精神科病院との連携体制の構築、ピアサポーターの活用、地域での生活を支える支援策の拡充等に取り組む。【P45】

・障害児者歯科保健医療活動の実施

仙台市福祉プラザ内の休日夜間歯科診療所における障害児者の歯科診療事業や在宅歯科診療事業の実施を補助する。また、障害児通所施設に年2回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに、希望する障害者施設での歯科健康教育を実施する。【P46】

・市立病院における精神科救急システムの整備

心の問題や精神疾患のある市民が安心して生活できるよう、市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる体制を整備する。【P46】

仙台市障害福祉計画・仙台市障害児福祉計画

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉の関係者による協議の場である精神保健福祉審議会において、平成30年度から令和6年度まで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた協議を行います。

審議会では、「地域における支援体制のあり方」と「精神障害者の地域移行の推進」を主題に、課題の整理や課題の解決に向けた仕組みの具体的な検討を進めます。【P19】

せんだい支えあいのまち推進プラン

・精神障害者の地域生活支援事業

長期入院者に対する退院支援、精神障害者の家族に対する相談支援、精神障害の偏見是正に向けた普及啓発活動を継続するとともに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に必要な課題について検討を行う。【P71】

仙台市すこやか子育てプラン 2020

・フッ化物歯面塗布助成事業（令和3年4月26日から開始）

3歳児カリエスフリー（むし歯のない3歳児を増加させること）を目指し、乳歯萌出期である生後8か月～1歳6か月を迎える前日までの乳幼児を対象として、登録歯科医療機関でフッ化物歯面塗布が無料で受けられる助成事業を行っている。受診促進に向け、8～9か月児乳児健診において小児科医による保健指導を実施し、「医科歯科連携」を軸に効果的な取組を推進している。

※本事業は仙台市すこやか子育てプラン 2020 に掲載の「3歳児カリエスフリープロジェクト【P38】」の後継事業として、「むし歯のない3歳児の増加」の一層の推進を目指して実施しているもの。

・児童虐待に係る医療ネットワーク事業

児童虐待対応に関する中核医療機関を設置し、医療機関同士のネットワーク化を図り、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を強化する【P38】

・乳幼児健康診査

各時期における心身の発育、疾病の有無、生活習慣の形成や親子関係などを把握し、必要な支援を行うことにより、児童虐待の防止にも役立つもので、生後2か月、4～5か月、8～9か月の各時期1回を医療機関で、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診を集団健診で実施する【P44】

・周産期福祉避難所の運営管理

災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定している。なお、周産期福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできない

市内6か所の学校と協定を締結している【P46】

・助産制度

妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で出産の費用が準備できない場合に、所管の福祉事務所が助産施設における助産を実施する【P50】

・産後ケア事業

産後12か月（1年）未満（宿泊型の利用を希望する場合は産後4か月未満）の産婦であって、家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられず、産後に心身の不調又は育児不安等がある者（ただし、医療行為の必要がある者を除く）を対象に、市内の産科医療機関・助産

所で宿泊(宿泊型)または日帰り(デイサービス型)で心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る【P51】

・不妊・不育専門相談センター事業

不妊や不育症で悩む夫婦等に、その健康状態に応じた相談指導、不妊・不育症に関する治療や実施医療機関等についての確かな情報を提供し、併せて精神的・身体的な相談に対応できる体制を整備することで、不妊・不育症の悩みや不安の軽減を図ることを目的に、不妊・不育専門相談センターを設置する【P52】

・在宅当番医制事業

安心して子どもを産み、すこやかに育てることができる環境の基盤となる小児科の救急医療体制の確保を目的とし、仙台市医師会の協力により実施している在宅当番医制事業において、日曜及び祝日等に小児科の診療所が当番制で診療を行う【P53】

・小児救急医療体制の充実

夜間休日こども急病診療所を市立病院に併設することで、救命救急センターと連携して、小児救急医療を総合的に提供する【P53】

仙台市地域防災計画（共通編）

・福祉避難所 【参考】市の取り組み

災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護学科を有する大学などを「周産期福祉避難所」として指定しています。【P88】

・医療救護体制の整備

(1) 災害時医療連絡調整本部

災害時医療救護活動を迅速、的確に行うため医療機関や仙台市医師会、仙台歯科医師会、仙台市薬剤師会をはじめとした医療関係団体やその他の関係機関と連携してこれに当たるため災害時に設置するものであり、平時より関係機関と情報の共有化を図る。

(2) 救護所の整備

災害時に多数の負傷者に対する応急措置、軽傷者の手当て、トリアージ等の医療救護を行うため下記により救護所を設置する。

今後は、救護所の速やかな開設、人員や医薬品等の確保を図るとともに、救急告示医療機関その他収容能力のある医療機関や関係団体との協力体制の整備を図る。

なお、避難所救護所は、あらかじめ指定され、資機材の整備を行っている避難所に設置する。

また、必要に応じ多数の被災者を受け入れている避難所にも設置する。

(3) 医薬品等の備蓄

応急救護所を設置する区役所及び総合支所に備蓄している。

避難所内救護所を設置する避難所にも医薬品等の供給が確保されるよう関係団体との協力体制の整備を図る。

(4) 後方医療施設

救護所や地域の医療機関で対応できない重傷者や特殊な医療を要する者については、治療機能が保たれている後方の医療施設へ搬送して治療を行う必要があることから、市は平素から後方医療施設の確保及び連携体制の整備に努める。【P135】

・医療ボランティアとの連携

大規模災害時に、地域の医療機関や医療救護班に代わり、救護所や医療機関での医療救護活動の実施や、必要とされる場所で随時医療活動に当たる医師や看護師等の活動を支援するため、医療職団体等と連携し、迅速に医療情報や医薬品等が提供できる体制整備に努める。【P172】

・自治体相互応援協力

- b. 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- d. 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣【P187】

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）

・在宅療養者の支援

健康福祉部は、人工透析患者、在宅療養患者や慢性疾患患者等継続したケアの必要な患者の把握に努めるとともに、地域の医療機関や区本部保健福祉班と連携を図りながら、医療機関への患者の受け入れ等も含め、必要な支援を行う。

また、仙台市医師会、宮城県や他の自治体等と連携を図り、市内及び市外の受け入れ先医療機関の確保に努める。【P90】